

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日)

目次

◇告示

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

土地収用法による事業の認定(二件)(管理課)

告示

鳥取県告示第三百三十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第一百八条の二第五項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第一百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

平成2年3月23日

鳥取県告示第三百三十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成2年3月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

賀露加入区	漁業の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 一 起業者の名称 | 八東町 |
| 二 事業の種類 | 八東町スポーツ広場新設事業 |
| 三 起業地 | 八東町ス |
| 1 収用の部分 | 八頭郡八東町大字富枝字上東田地内 |
| 2 使用の部分 | なし |
| 4 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 | 八東町役場 |

鳥取県告示第三百三十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

用瀬町

事業の種類

「流しひなの里」整備事業

起業地

1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字別府字ジャクロ及び字田井ノ上地内

2 使用の部分 なし

土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

用瀬町役場